

# 都市計画道路の見直し方針

藤沢市の都市計画道路は、1957年（昭和32年）の藤沢総合都市計画で市街地の配置及びそれらを連絡する都市施設として、現在の都市計画道路網の原型を定めました。その後、社会経済状況の成長に伴う交通量の増大や、良好な市街地の形成等を図ることを目的に着実に整備を進めてきましたが、その反面、都市計画決定して以来、未だに事業に着手していない、いわゆる未着手路線や区間が残っています。今後も本市が有する様々な課題の解決のためには都市計画道路の継続整備が必要ですが、整備にあたっては、本当に必要な道路を整備していくことが重要です。

人口減少や少子高齢社会の進展等、都市を取り巻く社会経済状況も大きく変化しており、このような状況を踏まえ、将来における本市の都市計画道路について、主に長期未着手となっている都市計画道路の必要性の検証を主体とする見直しを行うため、2008年（平成20年）12月に策定した「都市計画道路見直しの基本的な考え方」に沿って見直しを進めてきました。そして、本市全体の道路ネットワークの観点から検証してきた結果、個別の路線について、「存続」、「廃止」について見直し方針を作成しました。

平成22年12月

藤 沢 市

# 目 次

はじめに .....	1
<b>1. 都市計画道路とは</b> .....	<b>2</b>
<b>2. 藤沢市の都市計画道路</b> .....	<b>5</b>
(1) 都市計画道路のネットワークについて .....	5
(2) 都市計画道路の整備状況 .....	6
<b>3. 見直しの基本的な考え方</b> .....	<b>9</b>
(1) 見直しの基本スタンス .....	9
(2) 「都市マスタープラン」との整合 .....	10
(3) 見直しの成果 .....	11
<b>4. 見直しの流れ</b> .....	<b>12</b>
(1) <b>ステップ1</b> 見直し検討対象路線・区間の選定 .....	12
(2) <b>ステップ2</b> 必要性の検証 .....	13
(3) <b>ステップ3</b> 事業実施時期の見込みとルート・構造などに係る課題整理 .....	20
(4) <b>ステップ4</b> 交通量の検証 .....	21
(5) 未着手路線・区間の見直しフロー .....	22
<b>5. 見直しの結果</b> .....	<b>23</b>
(1) 見直し対象路線の検証結果 .....	23
(2) 長期未着手路線の見直し結果 .....	25
(3) 追加路線の必要性 .....	92
(4) 都市計画素案の作成の進め方 .....	96
<b>6. 今後の都市計画道路見直しのあり方</b> .....	<b>97</b>
(1) 見直し作業の継続的な取り組み .....	97
(2) 定期的な都市計画道路の見直し .....	98

## はじめに

本市の都市計画道路は、1957年（昭和32年）の藤沢総合都市計画で市街地の配置及びそれらを連絡する都市施設として、現在の都市計画道路網の原型を定め、それ以来、良好な市街地の形成や産業・経済活動等の活性化など都市の発展の一翼を担ってきました。これまで着実に整備を進め、2010年（平成22年）4月1日現在、幹線街路の整備状況は約74.6%に達しています。

本市では、これまで鉄道駅へのアクセス機能を有する路線及び広域的・根幹的な道路網の形成に資する路線を事業優先順位の高い路線として位置付け、重点的に整備を進めてきました。しかし、一方では、既成市街地の整備に伴う地元調整による理由、技術的な理由、事業優先順位による理由等から、幹線街路の中には長期にわたり未着手となっている路線や区間が存在しており、長いものでは50年もの間、未着手となっている路線や区間があります。

自動車の交通機能だけでなく、歩行者のための機能や、防災上の機能などさまざまな機能を有する道路について、人々の生活を快適にし、生活環境を安全に保つためにも、継続して整備をしていくことは必要です。その一方で、本来に必要な道路を整備していくためには、都市計画決定当初に比べて少子高齢社会の進展、産業構造の変化、地球温暖化等の環境問題への取り組み等、都市を取り巻く社会経済状況が変化してきている中で、本市の都市計画道路を時代のニーズに対応したものとし、また、住民の方々への説明責任を果たすためにも、長期未着手となっている都市計画道路の機能の再検証が必要です。

そのような状況を踏まえ、本市は、2008年（平成20年）12月、都市計画審議会の答申を得て、今後の都市計画道路の見直しの方針として「都市計画道路見直しの基本的な考え方」（以下、「基本的な考え方」）を策定しました。

この「基本的な考え方」に基づき、本市の都市計画道路の検証を行ったところ、長期未着手の路線についての「存続」、「廃止」の方針及び新たにネットワークに加える「追加」路線の方針の作成に至り、「都市計画道路の見直し方針」として取りまとめるものです。